

育児休業後復職誓約書

習志野市こども部長 宛て

私は、現在育児休業を取得中であり、保育所等の入所が決定した場合、企業主導型保育事業の利用に伴い教育・保育給付認定の認定を受けた場合、または施設等利用給付認定(教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定を総じて、以下「給付認定」という。)の認定を受けた場合は、以下の育児休業からの復職条件を全て満たすことについて誓約します。

【育児休業からの復職条件】

1. 入所申込(給付認定申請)時に提出する就労証明書に記載の事業所に復職すること。
2. 入所申込(給付認定申請)時に提出する就労証明書に記載の契約条件で復職すること。
3. 入所決定月または給付認定を開始した月の翌月10日まで(生後57日目から4カ月未満児の産休明け保育での入所の場合は、入所日より7日以内)に復職し、育児休業から復職後、速やかに申込時に提出した事業所に復職したことを証明する就労証明書を習志野市こども部長へ提出すること。

また、やむをえない事由がある場合を除き、以下①～③に該当した場合は、入所承諾決定を取り消されること、または保育の実施を解除されること(退所)、もしくは給付認定を取り消されることについて同意します。

- ① 入所申込(給付認定申請)時に提出した就労証明書に記載の事業所へ復職せずに転職した場合(派遣社員の場合は派遣元の変更を含む。但し、人事異動に伴う勤務地の変更等は、転職に含まない。)
- ② 入所申込(給付認定申請)時に提出した就労証明書に記載の就労条件より短い就労時間・日数で復職した場合(育児のための短時間勤務制度の利用による時間短縮の場合を除く。)
- ③ 入所決定月または給付認定を開始した月の翌月10日(生後57日目から4カ月未満児の産休明け保育での入所の場合は、入所日より7日以内)までに育児休業から復職できない場合、または育児休業から復職後に申込時に提出した事業所に復職したことを証明する就労証明書を提出しなかった場合

※本誓約書の提出にあたり、保育所等の入所申込及び給付認定の申請を受け付けた時点をもって、上記の内容に誓約したものとみなします。

(育児休業中(取得予定を含む)の保護者)氏名: _____

住所: _____

(申込・申請児童)氏名: _____

※兄弟姉妹が同時に申込をする場合、連名記入可